



認定こども園（保育所(園)）のしおり

【2025年10月版】



御 浜 町

●認定こども園阿田和保育園
05979(2)2071

●認定こども園志原保育所
05979(2)0058

●子育て支援室おひさま
05979(2)0336

もくじ

1. はじめに
2. 入所(園)に向けて
3. 御浜町の保育所(園)
4. 教育・保育目標
5. 施設の目的及び運営の方針
6. 保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日
7. 早朝保育・延長保育・一時預かり
8. 提供する保育等の内容
 - (1) 主な年中行事の例(予定)
 - (2) 通所(園)について
 - (3) 食事の提供(給食とおやつ)について
 - (4) 服装と持物について
 - (5) お昼寝(午睡)について
 - (6) フッ化物洗口について
 - (7) 保育所(園)と家庭との連絡について
9. 保育所(園)の利用に際しての留意事項
10. 健康診断等について
11. 緊急時等における対応方法
12. 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度
13. 要望・苦情等に関する窓口
14. 非常災害対策
 - (1) 台風接近時等
 - (2) 地震
15. 保護者会・かもしかクラブについて
16. 利用者負担額(保育料)について
17. 利用の終了に関する事項
18. 保育所(園)におけるその他の留意事項
19. その他保育所(園)に関する重要事項



注) このしおりの中で表記している「〇歳児」とは、以下のクラスに所属する園児のことを指します。

0歳児：りす組

1歳児：ひよこ組

2歳児：もも組

3歳児：あか組

4歳児：き組

5歳児：みどり組

1. はじめに

この「認定こども園（保育所(園)）のしおり」では、教育・保育の提供を始めるにあたり、あらかじめ保護者の方に御浜町の認定こども園（以下「保育所(園)」という。）についてご説明しています。

保育所(園)の利用を申し込まれる方及び継続利用を申し込まれる方は、別冊の「子ども・子育て支援利用案内」とともに必ずお読みください。

※「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設です。認定こども園には4つの類型があり、御浜町の認定こども園は「保育所型」になります。「保育所型」は、認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たします。

2. 入所(園)に向けて

「入所(園)に向けて、不安に感じることなどがあれば、お気軽にご相談ください。」

さて、誕生してから今まで、家庭を中心にした生活を送っていた子が、保育所(園)に入所(園)し、集団生活などの緊張感から心身共に疲れが出て、泣きやすくなったり、おこりっぽくなったり、食欲がなくなったり、いろいろな子がいます。

保育所入所(園)に向けて、お子さんが保育所(園)の生活にスムーズに適應できるよう、日頃から、お子さんに接して頂けたら幸いです。

一心も体も健康で通所(園)できるように—

○健康状態について

入所(園)早々、病気等で休みがちになると、スムーズに保育所(園)の生活になじめないことがあります。虫歯などは、入所(園)までに通院して、治療を済ませておきましょう。

※健康状態について、特に、注意の必要がある場合は、事前にお知らせください。

○生活習慣について

起床、食事、おやつ、就寝、特におやつの時間は、毎日、同じ時間にしておくことが大切です。また、出来るかぎり、自分の事は自分でするように習慣づけておきましょう。

○会話について（一定の年令に達すると会話ができるようになります。）

会話は、集団生活をしていく上で大切です。入所(園)前まではよく話のできた子でも、集団生活に入ると言葉数が少なくなってしまうこともあります。自分の考えていることが正しく伝えられるように、家庭内でしか通じない言葉ではなく、誰にでもわかる正しい言葉を身につけましょう。

3. 御浜町の保育所(園)

施 設 の 名 称	認定こども園阿田和保育園	認定こども園志原保育所
施 設 の 種 類	認定こども園（保育所型）	認定こども園（保育所型）
所 在 地	御浜町大字阿田和 4722 番地	御浜町大字志原 1877 番地 62
連 絡 先	05979-2-2071	05979-2-0058
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に定めるところにより、保育・教育を必要とする小学校就学前児童	
開 設 年 月 日	昭和 28 年 6 月 1 日	昭和 41 年 1 月 1 日
現行建物完成年	昭和 46 年	平成 16 年

※ 各保育所(園)の利用定員については、別冊の「子ども・子育て支援利用案内」にてご案内しています。

4. 教育・保育目標

保育所(園)では、保育所保育指針(平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117)を踏まえ、子どもの健やかな育ちを中心に置き、子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を創り出す力の基礎を培うことを保育目標とし、家庭との連携を図りながら、保育を実施します。

また、満 3 歳以上の子どもに対しては、教育・保育目標として、前述の保育目標に加え、学校教育法第 23 条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を実施します。

(保育所保育指針における保育の目標)

保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満し、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

イ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

ウ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

エ 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

オ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

カ 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

(学校教育法第23条)

第二十三条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

5. 施設の目的及び運営の方針

○施設の目的

御浜町の各保育所(園)は、保育を必要とする児童及び教育を希望する児童を受け入れ、保育その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

○運営の方針

御浜町の保育所(園)の運営にあたっては、「3. 保育目標」の項目に示した保育目標を踏まえ、以下の保育方針を具体化した保育を提供します。

また、これに加え、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるように保育を提供します。

(保育方針)

- ①子どもとの信頼関係を大切にして、一人ひとりが安心して自分を出して生活できるよう情緒の安定を重視する。
- ②家庭との連携を密にしながら、各年齢の発達過程に配慮し、一人ひとりに応じた教育と擁護を施す。
- ③保護者と子育ての楽しさ、大変さを分かち合い、一人ひとりに応じた教育と擁護を施す。
- ④地域との連携を大切に、地域に密着したこども園を目指す。

6. 保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日

- 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、祝休日、年末年始（12月29日～1月3日）は休所（園）とし、保育を提供しません。

また、1号教育標準時間を利用される場合は、夏休み（8月12日～8月17日）があります。

この他、臨時に休所（園）し、保育を提供しない場合があります。

【自由登所】

例年、8月の暑さの最も厳しい期間（8月12日～8月17日頃）を「親子のふれあい期間」として、自由登所（園）とさせて頂いています。

- 保育を提供する時間については、別冊の「子ども・子育て支援利用案内」をご覧ください。なお、2・3号保育短時間利用の方及び1号教育標準時間利用の方も、それぞれの保育所（園）の開所時間中は、早朝・延長保育等により利用していただけます。

ただし、認定区分の違いなどによって、利用できる内容が異なりますので、次の項目「7. 早朝保育・延長保育・一時預かり」をご覧ください。



7. 早朝保育・延長保育・一時預かり

※利用時間や料金等の詳細は、別冊の「子ども・子育て支援利用案内」をご覧ください。

- 2号・3号の保育短時間認定の方で下記の（対象要件）に該当する方は、月単位（月額料金制）で、早朝保育又は延長保育を利用できます。（保育料のほかに利用料金（月額）が発生します。利用区分は、①月～金（朝）・②月～金（夕）など9種類です。）

（対象要件）早朝・延長保育の時間帯に普段から就労や通勤している場合など、保育短時間の時間内に登所（園）又はお迎えに来ることができないことを常態としている家庭のお子さんが対象です。

- 2号・3号の保育短時間認定の方で上記の（対象要件）に該当しない方、又は1号認定の方も、臨時的な理由により、保育短時間（1号認定は教育標準時間）の時間内に登所（園）又はお迎えに来ることができない場合、一日単位（時間料金制）で、早朝又は延長保育の開所時間帯の保育を利用できます。（保育料のほかに利用料金が発生します。）

8. 提供する保育等の内容

(1) 主な年中行事の例（予定）



月	行 事	月	行 事	月	行 事
4	入園式 健康診断・歯科検診	8	水遊び	12	クリスマス会
5	運動会	9	防災訓練 祖父母とのふれあい会（緑組）	1	凧揚げこま回し大会
6	交通安全教室	10	遠足 年長児の集い 健康診断・歯科検診	2	節分
7	夏祭り 個別懇談会	11	自衛消防訓練 生活発表会	3	ひなまつり会 お別れ会・卒園式

* 誕生会・避難訓練を毎月、身体測定を2ヶ月に1回実施します。

* 高齢者との交流を各園で実施します。

* 5月～3月の毎週水曜日（午前9時から11時30分まで）は、ご家庭で子育てをされている保護者とそのお子さんを対象に、園庭開放を実施しています。

* 5歳児は週1回程度英語教室を実施します。

(2) 通所(園)について

○ 保育所(園)は、保護者の送迎(高校生以上の方)で通所(園)することを原則にしています。安全に気をつけて、保護者が責任を持って通所(園)させてください。

○ 登降所(園)の時間を守ってください。

・ 登所(園)は、午前8時30分から午前9時30分までの間にお願いします。

・ 欠席又は遅刻の場合は、午前9時30分までに保育所(園)に連絡してください。

・ 降所(園)は、時間厳守でお迎えに来てください。

▷ 1号（教育標準時間）認定のお子さんのお迎えは、午後3時までにお願いします。

▷ 2・3号（保育短時間）認定のお子さんのお迎えは、午後4時30分までにお願いします。

▷ 時間内にお迎えに来られない場合は、必ず連絡してください。

お迎えが遅れる場合は、原則として延長保育扱いとなり、別途、利用料金が発生しますので、ご負担ください。

・ 早退する時は、必ず事前に連絡してください。

※登・降所(園)の時間などについては、変更させていただく場合があります。

※神木・尾呂志地区（中立・西原地区除く）の方で志原保育所を希望する児童（2歳児以上）は、園児送迎バスを利用できます。

※阿田和小学校のスクールバスを利用できるのは、阿田和保育園の園児（中立、西原、柿原、引作地区に居住する3歳児以上）のみです。

(3) 食事の提供（給食とおやつ）について

食事の提供（給食とおやつ）については以下のとおり行います。

なお、保育時間が午後3時までのお子さんは、おやつはありません。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

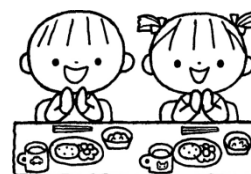
園児の年齢と食事の提供時間

	おやつ(午前)	昼食	おやつ(午後)
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃
1・2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃
3・4・5歳児		11時30分頃	15時頃

- ① 給食は、喜んで食べると共に正しい食事の仕方を身につける事を目的にしています。なお、それぞれの保育所(園)で調理師が、手作りしています。離乳食は、一人ひとりの状況に合わせて作っています。

※調理師及び調理代替保育士は、毎月検便を行っています。

- ② 子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ健康な心と体を育て、健康で安全な生活を作り出す力を養うことを目的に、食育にも計画的に取り組めます。



〇〇～2歳児

- 完全給食です。
- おやつは、午前と午後の2回で牛乳と果物や菓子です。

〈用意していただく物〉 0、1才児：スプーン、フォーク

2才児：はし、スプーン、フォーク

〇3～5歳児

- 副食給食ですので、ごはん（主食）を持参してください。
- おやつ（1号（教育標準時間）認定のお子さんを除く。）は、午後の1回で牛乳と菓子や果物です。

〈用意していただく物〉

アルミ又はステンレス製の弁当箱、はし

＊メニューによってはスプーンとフォークを持たせてください。

＊弁当箱は、5歳児は大きいハンカチに包み、4歳児は袋物に入れるか大きいハンカチに包み、3歳児は袋物に入れてください。

＊ごはんは、1回に食べる量を入れてください。

＊ふりかけ、おかず、おにぎり等は、絶対に入れないでください。

＊ハンカチ結びや袋物からの出し入れの練習をさせてください。

※毎月の誕生会やその他の行事等の時は、3～5歳児にもごはん（主食）を提供しています。

※毎月の献立や行事食等のお知らせは、事前にICTシステムコドモンから配信します。

(4) 服装と持物について

服装と持物については以下のとおりです。



- ①園内帽、園服、名札、通園カバン（肩掛けのもの）を着用し、運動靴を履かせてください。
- ②園服着用期間……10月中旬～5月
- ③体操服……行事等で着用します。
- ④夏期の服装……6月～10月中旬は、私服とします。
- ⑤服装は、薄着で、活動しやすい物、洗濯しやすい物、吸湿性のある物、脱ぎ着しやすい物、下着は清潔な物を着用させてください。
 - 吊りズボンやタイツ、かぎホックやファスナーつきズボン、小さいボタンかけの物は、扱いにくいので着用させないでください。
 - ワンピース、スカート等は避け、活動しやすい服を着用させてください。
- ⑥園服の下には、袖口が簡単にまくり上げられる服を着せてください。
- ⑦履物は、革靴や紐靴はやめて、足に合った運動靴を履かせてください。

{ 家から持ってくる物 }

- ⑧水筒
- ⑨着替え……全児着替え一揃い（上着 ズボン パンツ）を布袋に入れて持たせてください。用便失敗の恐れのある子どもは、何枚か持ってきてください。着替えには、名前を書いてください。また、汚れた物を入れるビニール袋を何枚か入れてください。汚れた物はそのまま持ち帰りますので、次の登所（園）の際に着替えを持たせてください。
- ⑩紙おむつ（0・1 歳児）
 - ……お尻の部分に名前を書いてください。
- ⑪室内用シューズ(うわばき)（2～5 歳児）
 - ……毎週末持ち帰りますので洗濯してください。外靴と区別がつく校内履きにしてください。
- ⑫お手拭き用タオル（2枚）
 - ……トイレと手洗い場用に使用します。タオルに吊り紐を付けて、毎日カバンに入れて持たせてください。降所(園)時に毎日持ち帰りますので洗濯してください。
- ⑬歯ブラシ（2～5歳児）※2歳児は10月頃に開始予定です。
 - ……食後の歯みがき用です。子どもの口に合った歯ブラシを持たせてください。概ね2か月に1回取り替えていただきます。

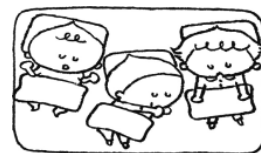
※お昼寝用品については、次の項目「(5)お昼寝（午睡）について」をご覧ください。

※お願い：全ての物に、消えないように大きく**名前**を書いてください。

(5) お昼寝（午睡）について

お子さんが園生活になれると、活動も活発になり疲れもでます。このため、下記の期間中、子どもの健康面を考えて、午後 1 時間半位休息を兼ねてお昼寝（午睡）を行います。

- 期 間 0～3 歳児……年間を通じて
 4 歳児………4月初めより9月末まで
 5 歳児………7月初めより9月末まで



- 用 具 布団 1 組
 ※今まで使っていたベビー用布団でかまいません。新調する場合は、敷ふとん：横 80～90cm ぐらい、縦 120cm ぐらい
 ※枕はいりません。
 ※季節によってタオルケットを使用

- 洗濯日 ふとん……月 2 回
 ※失敗したシーツは洗濯して翌日に保護者でふとんに掛けておいてください。

(6) フッ化物洗口について

むし歯予防対策として、歯磨き、甘い物の適正摂取と合わせ「フッ化物洗口」が推奨されています。子どもたちの健康な歯の育成のため、御浜町の各保育所(園)では、4・5歳児（希望者のみ）を対象にフッ化物洗口を実施しています。

申し込み方法等は、入所(園)後に各保育所(園)からご案内させていただきます。

(7) 保育所(園)と家庭との連絡について

保育所(園)からは、適時「保育所(園)だより」や「給食だより」等を ICT システムコドモンにて配信していますので、ご確認ください。

また、0・1 歳児についても、コドモンの連絡帳を活用し、毎日情報交換を行っています。

9. 保育所(園)のご利用に際しての留意事項

家庭におけるお子さんの健康管理は、保護者の責任です。

保育所(園)の利用に際しては、集団生活に支障がない健康状態にあることが必要です。集団生活から受ける精神的な不安や緊張感からくるつかれのため健康のバランスをくずすお子さんもいますので、ご家庭で特に次の様なことにご留意ください。

○毎朝、登所(園)する前には、必ずお子さんの様子(体温や健康状態等)を確かめて登所(園)させてください。

○万一機嫌の悪い時、様子のかわっている時は、連絡をしてください。

○熱があったり、下痢をしている時は、保育にさしつかえますので完治するまで、咳をしている場合は症状がやわらぐまで休ませてください。

○麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、別頁の「子どものかかりやすい感染症と登園のめやす」に示す期間を経過してから登所(園)してください。

○保育所(園)で発熱した場合は家庭へ連絡をしますから、至急迎えにきてください。(事前に、緊急時の迎えの方のお名前・連絡先を届け出ておいてください。)

○朝の視診時に異常があった時は、降所(園)して頂くことがあります。

くすりについて

お子さんのくすりは、医師の説明に基づいて保護者が与えていただくものです。保育所(園)でくすりを扱うことは、原則ありません。

「保育所(園)で与えられるくすりは、医師の処方を受けたくすりに限り、医師から保育所(園)での与薬についての指示のあったくすりだけです」

慢性疾患等により、保育時間内にどうしても常備薬を服用しなければならない場合には、例外として保育所(園)においてくすりを扱う場合があります。(原則として、感冒薬などはこの例外を認めません。)

くすりを扱う場合は、あらかじめ、園長、保健の専門職、保育士及び保護者を交えて検討し、医師からの指示を確認したうえで、必要性が認められる場合にのみ、保育所(園)の担当者(2人以上)が与えます。

必要性が認められない場合は、原則どおり、保護者の方に与えていただく必要があります。

与薬にあたっては、保護者の方に、医師名、医師の指示の内容、くすりの種類、内服方法等の必要事項を具体的に記載した「連絡票」を持参し、与薬依頼をしていただきます。

※連絡票とくすりは、担当者に手渡していただきます。

(お子さんのカバンに入れているだけでは、与えません。)

※くすりは1回ずつに分けて、当日分のみご用意ください。

※袋や容器にお子さんの名前をハッキリと記載してください。

※指示された医師に内容を確認させて頂く場合があります。

○子どものかかりやすい感染症と登所(園)のめやす

病 名	登所(園)のめやす
麻疹(はしか)	発熱が解熱した後、3日を経過するまで出席停止とする
インフルエンザ	発症した後5日、かつ解熱した後3日を経過するまで
風しん	紅斑性の発疹が消失するまで出席停止とする
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が、かさぶたになってから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで出席停止とする
咽頭結膜熱(プール熱)	熱が下がり、咽頭痛、結膜炎がなくなって48時間を経過してから
流行性角結膜炎	主治医の許可が出てから
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症(O157等)	主治医の許可が出てから
急性出血性結膜炎	主治医の許可が出てから
溶連菌感染症	熱が下がり、有効な抗生物質を1～2日間内服できてから
マイコプラズマ感染症	全身状態が改善して、元気な時
手足口病	発熱、食欲不振、頭痛、吐き気等がない時
伝染性紅斑(りんご病)	合併症がなく、元気な時
流行性嘔吐下痢症(ノロ・ロタウイルス等)	激しい下痢嘔吐がなくなってから
ヘルパンギーナ	熱が下がり、食事也十分にできて元気な時
RSウイルス	症状が安定し、全身状態が良い
伝染性軟属腫(水いぼ)	合併症がなければ登園可
伝染性膿痂疹(とびひ)	発疹が乾燥し、ガーゼで覆えるようになってから
突発性発疹	熱が下がれば可
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

(例) インフルエンザの「出席停止期間」の考え方

土	日	月	火	水	木	金	土
発症	←1→ 解熱	←2→ ←1→	←3→ ←2→	←4→ ←3→	←5→	出席可能	

土	日	月	火	水	木	金	土
発症	←1→	←2→ 解熱	←3→ ←1→	←4→ ←2→	←5→ ←3→	出席可能	

土	日	月	火	水	木	金	土
発症	←1→	←2→	←3→ 解熱	←4→ ←1→	←5→ ←2→	←3→	出席可能

10. 健康診断等について

○健康診断の充実などのために三重県医師会が作成した健康チェックシート「入所・入園時において確認しておきたいこと」を、別途お渡ししますので、提出してください。

※新規入所(園)の方にも、事前に保育所(園)からお渡ししますので、各保育所が指定する日までに、提出してください。

○以下のとおり、健康診断・歯科検診と身体測定を実施します。

お子さんの日頃の様子で心配なことがありましたら保育所(園)にご相談ください。

健康診断・歯科検診

全園児	定期健康診断（年２回春と秋）を実施します。 結果は、その都度ご報告します。
新規入園児 （年度途中入園）	一人一人の健康状態などの把握のため、保育所(園)が指定した医療機関にて入所(園)時健康診断を受けていただきます。

※４月入所（園）の新規入園児など、入所（園）から概ね１か月以内に定期健康診断が実施される場合は、入所（園）時健康診断等は省略できます。

※年度途中の新規入園児については、保育所（園）のほうで受診日時などを医療機関と調整します。保育所（園）から連絡しますので健康診断を受けて来てください。

身体測定

全園児	２か月に１回身体測定を実施します。 結果は、成長記録として退所(園)まで記録します。
-----	---

○定期健康診断・歯科検診（年２回春と秋）の実施は、現在、嘱託医である次の医療機関にお願いしています。（医療機関は、変更となる場合があります。）

内科

	阿田和保育園	志原保育所
医療機関の名称	谷口クリニック	谷口クリニック
担当医	谷口 智行	谷口 智行
所在地	御浜町大字阿田和 6066 番地	御浜町大字阿田和 6066 番地
電話番号	05979-2-4333	05979-2-4333

歯科

	阿田和保育園	志原保育所
医療機関の名称	堀歯科医院	小山歯科医院
担当医	田中 明人	小山 悠
所在地	御浜町大字阿田和 4962 番地 1	熊野市井戸町 651 番地 34
電話番号	05979-2-2111	0597-89-5058

11. 緊急時等における対応方法

- お預かりしているお子さんに病状急変等の緊急事態が発生した場合には、必要に応じて保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医又は嘱託医、所管の救急隊・警察署に連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- 保護者との連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先し、各保育所(園)にて責任をもってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。
- 保育中、乳幼児がけがをした場合は、職員が保護者に対し説明を行います。

12. 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

保育所(園)への送迎中(交通事故を除く)や保育所(園)の管理下での負傷、疾病、傷害又は死亡に対応した日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しています。なお、負傷等に伴う治療費については、保護者に立替払いをして頂き、月末に保育所(園)で事務手続きをして後日支払います。(掛金は町が全額を負担)

13. 要望・苦情等に関する窓口

「いつでも疑問に思ったことがあれば、すぐに園長又は担任に連絡してください。」

- (1) 5月～3月の毎週水曜日(午前9時から11時30分まで)に実施している園庭開放では、同時に子育て相談も行っていますので、在園児の保護者の方もお気軽にご相談ください。
- (2) 社会福祉法第82条の規定により、御浜町の保育所(園)では利用者からの苦情に適切に対応するため、次のとおり苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置しておりますので、苦情等がありましたら、次の窓口まで、面接、電話、書面などにより申し出て下さい。

なお、利用時間帯は、各保育所(園)の開所時間内です。(緊急時を除く。)

窓口	認定こども園阿田和保育園	認定こども園志原保育所
電話番号	05979-2-2071	05979-2-0058

- ・ 苦情解決責任者 各保育所(園)長
- ・ 苦情受付担当者 各保育所主任保育士
- ・ 第三者委員 主任児童委員
- ・ 苦情解決の方法 以下のとおり

①苦情受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

②苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申し出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告致します。第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。
その際、苦情申し出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。
なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、確認
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

14. 非常災害対策

- 非常災害時には、別に定める消防計画書等により対応します。
- 火災・地震を想定した避難訓練を各保育所(園)で毎月1回以上実施し、非常災害の発生に備えます。
- 園児の安全を確保するため、台風接近時等及び地震発生時には、原則として、次の(1)又は(2)により対応させていただきますので、ご理解と協力をお願いします。
- この他、保育上の安全を最重視し、危険が生じると判断した場合は、必要な対応をとります。この際には、必要に応じてICTシステムコドモンにてお知らせします。
- 非常時は、誰が迎えに行くのか、家族が留守の場合どうするのかなど、発生時のご家庭の対応について普段からご家庭で話し合いをしておいてください。
なお、コドモンの不具合等でコドモンによる連絡ができない場合は、これに代えて、防災行政無線による放送等により対応します。

(1) 台風接近時等

① 対応を考慮する警報の種類と対象地区について

災害の発生が予想される場合には、気象庁から色々な注意報や警報が発令されますが、園として対応を考慮するのは、**暴風警報が、御浜町に発令された(発令される恐れが高い) 場合**としています。

② 暴風警報が発令された場合等の対応について

ア. 早朝に発令された(発令されるおそれが高い)、又は引き続き発令されている場合：原則として休所(園)とします。

▶ 休所(園)する場合は、「コドモン」にてお知らせしますので、登所(園)を見合わせてください。

▶ 警報発令中であっても休所(園)しない場合もあります。保育所(園)での保育が必要な場合には、各保護者のご判断により、十分に気をつけて登所(園)してください。

イ. 保育時間中に発令された場合：原則として休所(園)とします。

▶ 休所(園)する場合には、「コドモン」にてお知らせしますので、迎えに来てください。

※ 園児の安全を考慮した結果、以上のような対応が基本となりますが、各ご家庭においてやむを得ない事情がある場合などは、保育所(園)又は園長までご相談ください。

(2)地震

(地震が発生する前)

- ① この地域で発生が予想されている南海トラフ地震は、今後30年以内に発生する確率が高いといわれています。南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、気象庁から南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】や【巨大地震注意】が発表されます。園児の安全確保の面から、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が発表された場合、次のことにご協力下さい。

ア. 保育所(園)の開所(園)時間中に発表された場合、直ちにお子さんを迎えに来てください。

イ. 保育所(園)の閉所(園)時間中に発表された場合、情報が解除されるまで保育所(園)は、休所(園)としますので、登所(園)させないでください。

なお、【巨大地震注意】が発表された場合、保育所(園)の開所(園)等については状況に応じた対応を行います。

(地震が発生した後)

- ② 保育中に大きな地震が発生し被災した場合、施設内での園児の生命の安全確保を最優先にした対応をとるとともに、直ちに津波避難場所への避難行動を取り、安全が確認されるまでは津波避難場所にて待機します。揺れがおさまった後は、保育所(園)と災害対策本部(役場)との協議により、帰宅した方が安全であると判断した場合に限り、お迎えの連絡をします。(状況により、これ以外の対応をとる場合もあります。)

避難先などは、それぞれの保育所(園)によって異なりますので、事前にご確認ください。

各保育所(園)の海拔と津波避難場所

	認定こども園阿田和保育園	認定こども園志原保育所
海 抜	13m程度	20m程度
避難先	津波避難場所 紀南病院駐車場	津波避難場所 御浜中学校グラウンド

※災害等の状況に応じて、変更する場合があります。

15. 保護者会・かもしかクラブについて

保護者の連絡を密にし親睦を図るため、各保育所(園)において保護者会を組織しています。また、自分たちの手で子どもに交通ルールを教え、子どもを交通事故から守ることを目的に、母親中心とした「かもしかクラブ」を組織しています。

いずれも、保護者の方には全員加入していただいています。

16. 利用者負担額（保育料）について

(1) 保育に係る利用者負担額（保育料及び延長保育料）

支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。御浜町で支給認定を受けられた場合は、御浜町に対し保育料をお支払いいただきます。

なお、国が実施する幼児教育・保育の無償化により、3歳児から5歳児クラスの保育料及び非課税世帯の0～2歳児クラスの保育料は無料となります。また、町独自の子育て支援事業として、非課税世帯以外の0～2歳児クラスの児童の保育料についても、無料としています。

保育料や延長保育の利用料金等の金額などについては、別冊の「子ども・子育て支援利用案内」にてご案内しています。

【注意】

※ 上記のとおり保育料は無料となりますが、早朝・延長保育料については無料の対象外です。

※ 再婚・離婚等により世帯構成が変わる場合は、延長保育料が変更になる場合がありますので、該当する場合は、すみやかに届け出てください。

延長保育料の納付

延長保育料は、毎月、口座振替（又は納付書）により、町にお支払いください。

* 口座振替…申し込み時に配布する預金口座振替依頼書にて、振替口座をご指定下さい。毎月末（休業日の場合は翌営業日）に指定の口座から引落しさせていただきます。

なお、事務の都合上、月末に間に合わず、振替ができない場合もありますのでご了承ください。

振替口座の登録が間に合わなかったり、残高不足等の理由により引落しができなかったりした場合には、納付書払いとなります。

* 納付書……入所(園)する保育所(園)にてお支払いください。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担等

上記(1)に掲げる保育料のほか、実費に係る利用者負担等をお願いする場合には、改めてお知らせします。

17. 利用の終了に関する事項

以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

- ・園児が小学校に就学したとき
- ・園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ・特別な理由なく月に1日も登所(園)しなかったとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

18. 保育所(園)におけるその他の留意事項

- 保育所(園)から小学校への円滑な接続を図るため、就学前の園児を対象に「保育所児童保育要録」を作成し、園児が就学する小学校へ送付しておりますので、ご了承ください。
- 保育所(園)の敷地内はすべて禁煙です。
- 利用者の思想、信仰は自由ですが、保育所(園)においては、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
- 保育所(園)においては、保育所等に入所(園)していないお子さんやその保護者を対象として、園庭開放や子育て相談を通じて地域の子育てを支援しています。地域の子育て支援については、別冊の「子ども・子育て支援利用案内」をご覧ください。

19. その他保育所(園)に関する重要事項

(1)施設運営主体・管理者

- 御浜町の各保育所(園)は、全て町立の施設です。
- 運営主体は御浜町、代表者は御浜町長です。
- 管理者は、それぞれの所(園)長です。

(2)職員の勤務体制

①職員の配置状況

各保育所(園)では、児童福祉法に基づく職員の基準、御浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、園児数に応じて以下の表1に掲げる員数の職員を配置しています。

※表1に掲げる職員数にかかわらず、時々園児の数や状態の変化等の必要に応じて、適時、保育士、保育補助員、その他の職員を配置するなどしています。また、保育士の配置を減らし、混合保育(異年齢によるクラス編成)とする場合があります。

※延長保育時間帯やフルタイムの職員が不足する時間帯などは、短時間勤務（パート）の職員を配置して対応しています。

※開所（園）時間内には、原則として複数の職員を配置しています。

表1 職員の区分及び定員

		認定こども園阿田和保育園	認定こども園志原保育所
所(園)長		1人	1人
主任保育士		1人	1人
保育士 ※印は、 保育教諭	5歳児	※ 1人	※ 1人
	4歳児	※ 1人	※ 1人
	3歳児	※ 1人	※ 1人
	2歳児	3人	3人
	1歳児	3人	3人
	0歳児	1人	3人
調理員		2人	4人
栄養士			1人

②職員の勤務体系

職員の勤務体系は、職員の正規の勤務時間帯は8:30から17:15までですが、ローテーションにより、各職員の実際の勤務日及び勤務時間は異なります。

ただし、職務の都合上、8:30から17:15までとは異なる時間帯を正規の勤務時間帯とすることがあります。

(3)施設等の概要

◇認定こども園阿田和保育園

敷地		面積 3,297 m ² (町有地)
屋外遊技場(園庭)		面積 1,440 m ²
建物		鉄筋コンクリート造(平屋建て) 延床面積 898.21 m ²
主な施設の内容	乳児室・ほふく室	1室(ひよこ組) 面積 60.20 m ²
	保育室	6室(もも組、赤組、黄組、緑組) 面積 302.60 m ²
	遊戯室	1室 面積 183.76 m ²
	調理室	1室 面積 58.00 m ²
	医務コーナー	1箇所(事務室内) 面積 9.60 m ²
	-	-

◇認定こども園志原保育所

敷地		面積 4,034.89 m ² (町有地)
屋外遊技場(園庭)		面積 930.85 m ²
建物		鉄筋コンクリート造(平屋建て) 延床面積 1,064.24 m ²
主な施設の内容	乳児室・ほふく室	2室(りす組、ひよこ組) 面積 93.84 m ²
	保育室	5室(もも組、赤組、黄組、緑組) 面積 286.38 m ²
	遊戯室	1室 面積 132.61 m ²
	調理室	1室 面積 40.50 m ²
	医務コーナー	1箇所(事務室内)
	-	-

認定こども園（保育所(園)）のしおり
【2025年10月版】

御浜町役場健康福祉課子ども家庭室 TEL05979-3-0508 FAX05979-2-3502

ホームページ <https://www.town.mihama.mie.jp/>

認定こども園阿田和保育園 TEL05979-2-2071

認定こども園志原保育所 TEL05979-2-0058

子育て支援室おひさま TEL05979-2-0336